

転出時および転出先で必要となる主な手続き

※ 所得証明・課税証明については必要な年度をご確認ください。

転 出 す る 時			新住所地に転入する時（転出先）	
対象となる方	我孫子市での手続き	（ 窓口 ）	新住所地での手続き	必要なもの
印鑑登録をしている方	転出(予定)日をもって登録廃止となります。印鑑登録証をお返してください。	市 民 課 各行政ＳＣ	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。	登録する印鑑・運転免許証・パスポート等
国民年金に加入している方	特に手続きは必要ありません。ただし、海外に転出する方は手続きが必要です。	国保年金課 各行政ＳＣ	転入届の際に年金手帳をご持参ください。	年金手帳
年金を受給している方	特に手続きは必要ありません。 ※明治44年4月1日以前生れて老齢福祉年金受給者は非課税証明の申請をしてください。		社会保険事務所に住所変更等の手続きをしてください。	年金受給権者住所・支払機関変更届(はがき)
国民健康保険に加入している方	転出(予定)日をもって資格がなくなります。 健康保険証および高齢受給者証等をお返してください。	国保年金課 各行政ＳＣ	新たに国民健康保険の加入手続きをしてください。	・転入先の世帯が国保の場合、その世帯の国民健康保険証
国民健康保険加入者で、大学等に就学のために親元を離れる方	在学証明書(入学許可証)を用意し、マル学の保険証の申請をしてください。		特に手続きはありませんが、窓口で「学生のため、我孫子市から国民健康保険証が交付されています。」とお申し出ください。	
国民健康保険加入者で、特別養護老人ホーム等に入所される方	我孫子市から保険証が交付されます。 住所地特例の申請をしてください。		特に手続きはありませんが、窓口で「施設入所のため、我孫子市から国民健康保険証が交付されています。」とお申し出ください。	
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	負担区分証明書(県外への住所地特例者を除く)をお受け取りください。後期高齢者医療被保険者証等をお返してください。	市 民 課 各行政ＳＣ 国保年金課	新たに加入の手続きをしてください。	健康保険証 負担区分証明書 印鑑(後期高齢者医療受給者)
障害認定により後期高齢者医療該当となった方・特定疾病受療証をお持ちの方	後期高齢者医療制度の被保険者証の認定証明書の申請をしてください。 特定疾病受療証をお持ちの方はお返してください。		新たに申請をしてください。	後期高齢者医療の認定証明書
介護保険証をお持ちの方	介護保険証をお返してください。	市 民 課 各行政ＳＣ	特に手続きはありません。	
要介護認定を受けられている方	介護保険受給資格証明をお受け取りください。		介護認定の申請をしてください。	介護保険受給資格証明書 印鑑(認定を受けている方)
障害者手帳をお持ちの方	担当課へ連絡してください。	障害福祉 支援課	新住所の担当課にお問い合わせください。	
公立小・中学校に通うお子さんがいらっしゃる方	転出届のときに交付された転校届を学校へ提出し、転校書類をお受け取りください。	各 学 校	転入学の手続きをしてください。	転校書類一式
子ども手当を受けている方	喪失の手続きをしてください。	子ども支援課 市 民 課 各行政ＳＣ	新たに申請をしてください。	銀行通帳・印鑑・保険証
子ども医療費助成受給券をお持ちの方	届出書をご記入の上、子ども医療費助成受給券をお返してください。	市 民 課 各行政ＳＣ 子ども支援課	新住所の担当課にお問い合わせください。	
原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方	ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑をお持ちの上、廃車の手続きをしてください。	課 税 課 各行政ＳＣ 市 民 課	新たに登録の手続きをしてください。	廃車受付書・印鑑
上・下水道を使用した場合	上・下水道の中止・変更(下水道のみ含む)を担当課へ連絡してください。	我孫子市水道局 お客様センター	新住所の担当課にお問い合わせください。	

※ 各行政ＳＣとは各行政サービスセンター(我孫子・つくし野・天王台・湖北台・湖北・新木・布佐) 平成23年2月